

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

税のお知らせ

申告・納税は、便利な地方税電子申告「eLTAX(エルタックス)」で！

下川町では、納税者の利便性の向上を図るため、eLTAX(エルタックス)を利用したインターネットによる電子申告や電子納税(共通納税)などの受け付けを行っています。

■eLTAXとは？

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税の申告及び申請・届出の手続きを、インターネットを利用して行うシステムのことです。全地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営しています。

■特徴

- ・ 郵送や窓口へ出向くことなく、自宅や会社などからインターネットを利用して手続きができます。
- ・ 複数の地方公共団体への申告や納税がまとめて一度にできます。
- ・ 無料の対応ソフトウェア(PCdesks)を利用して申告書が作成できます。
- ・ 対応している市販の税務・会計ソフトウェアで作成した申告書データなどを利用できます。

■利用できる手続き

【電子申告】

税目	区分	手続き内容
法人町民税	申告	予定申告、中間申告、確定申告など
	申請・届出	法人設立・設置届、異動届
固定資産税(償却資産)	申告	償却資産申告 種類別明細書
個人町道民税	申告	給与支払報告 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出 退職所得に係る納入申告及び特別徴収票 公的年金等支払報告など
	申請・届出	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

※上記当町での対象税目のほか、「上記税目に事業所税を含めた他の市町村税」、都道府県税等では、「法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税(地方法人特別税)、都道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)」の税目について、各種手続きが利用可能です。

【電子納税】

「地方税共通納税システム」により、電子的に納税することができま

す。対象税目は次のとおり

- 個人住民税(特別徴収/退職所得に係る納入申告)
- 法人市町村民税
- 事業所税
- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 特別法人事業税(地方法人特別税)
- 都道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)

■利用開始のための手続き

eLTAXを利用した電子申告等を行うには、パソコン環境の準備や利用者IDの取得、必要に応じて電子証明書の取得など、所定の手続きが必要です。詳しくは、エルタックスホームページ(www.eItax.Ita.go.jp)をご確認ください。

■利用受付時間

月～金曜日
8時30分～24時
土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は休業

※ヘルプデスクの対応時間
9時～17時

※電子納税のサービス時間は、方式によって異なりますので、詳しくは、エルタックスホームページをご確認ください。

■利用手続きに関するお問い合わせ

eLTAXヘルプデスク
(地方税共同機構)
☎0570-0811-459
右記でつながらない場合
☎03-5521-0019